

平成26年(ネ受)第465号 債務不存在確認請求上告受理申立事件
申立人 中部アカデミックネットワーク
相手方 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

平成26年7月●日

上告受理申立ての理由書

最高裁判所 御中

〒461-0011 名古屋市東区白壁二丁目4番31号
辻巻総合法律事務所(送達場所)
申立人訴訟代理人弁護士 木村 姉 守 絵
電話 052-962-6996
FAX 052-962-6997

第1 事案の概要

本件は、申立人が、我が国のインターネット資源の管理を行う唯一の機関である相手方との間において、AS番号割当契約を締結し、AS7520の割り当てを受けていたところ、申立人の締結したAS割当契約においては、AS番号は無償で利用出来ることがその契約内容となっていたにも関わらず、相手方が、AS番号割当規約を一方的に変更することにより、平成24年以降、AS番号の利用について年間52,500円の維持料の支払債務を定めたため、申立人において、その支払債務の存在しないことの確認を求めた事案である。

第2 規約の変更権を認める条項に関する判断について一法令解釈の誤り(民法第1条第2項及び同第90条)

契約内容は双方の合意によってのみ変更することが出来ることは民法の大原則である。どのような種類の契約であろうとも、一方当事者のみに、規約の変更という方法によって契約内容を変更する権利を認めることは、他方当事者の地位を著しく不安定にするものである。

AS番号割り当て規約第10条(甲2、甲3)に定める、一方当事者にのみ規約の変更によって契約内容を変更する権利を認める旨の条項は、信義則及び公序良俗に反し無効であり、原判決の判断には民法第1条第2項及び同第90条の解釈に誤りがある。

第3 本件事情の下において規約の一方的変更により対価の変更を行うことが出来るとの判断について一法令解釈の誤り(民法第1条第2項及び同第90条)

仮にAS番号割り当て規約第10条それ自体が無効とはいえない場合であっても、本件事情の下において、これをAS番号の対価について適用した相手方の行為は、民法第1条第2項及び同第90条に反し無効である。

1 前提事実

(1) AS番号の性質及び相手方との関係

AS番号とは、インターネット上のネットワーク(Autonomous System)に対して、そ

の識別・管理のために割り当てられる番号である。AS番号は、インターネット使用者の中でも、自律ネットワークを必要とするような一定規模を有する者にしか割り当てられておらず、IPアドレスと異なり個々人が保有する類のものではない。したがって、その数は少なく、日本国内で割り当てがされているAS番号総数はわずか783個に過ぎない(甲14)。また、頻繁に入れ替わりがあるような性質のものではなく、2012年11月～2013年10月の新規割当件数はわずか14件である(甲14)。

一方、同じくインターネット資源であるIPアドレスは、インターネット上の住所のようなものであり、インターネットを使用する全ての個々人に割り当てがされている。インターネットの急速な普及によって、IPアドレスの割り当て総数は膨大な数に上っており、入れ替わりも頻繁に生じている。

また、インターネットは米国で開発がされ全世界に広まったもので、誰でもが無償で使用することのできる公共財としての性質を有している。現在は、その全てを米国の非営利団体である **The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers** が管理しており、相手方は、その下部組織として、日本におけるインターネット資源の管理を担っている法人である。

従って、公共財であるAS番号について、相手方は、知的財産権のような何らかの権利を有しこれを譲渡しているものではなく、単に、割り当て希望者がおれば、現在の空き番号を確認し、その空き番号の割り振りを行うという、番号のリスト管理者に過ぎない。また、相手方は、日本で唯一の管理法人であるため、AS番号の割り当てを受けるためには、相手方との間でAS番号割り当て契約を締結する以外に手段はない。

(2) 申立人と相手方との関係

申立人は、その前身である東海地域ハブ研究会が平成9年頃に相手方に対しAS番号の割り当てを申請し、登録料10,500円を支払って、AS7520の割り当てを受けた。その後、平成17年にAS7520は東海地域ハブ研究会から申立人へと承継され、その際、申立人は相手方の求めに応じ、確認書(甲1)を差し入れた。

(3) AS番号割り当て規約の性質について

申立人が確認書を差し入れた当時のAS番号割り当て規約(甲2、甲3)は、AS番号の使用のルールについて定めることをその目的としていたものであり、(AS番号割り当て規約の前文には、「AS番号の使用に関する一切の事項について適用する」、と定められており、相手方が本件においてAS番号割り当て規約の変更の根拠とする第10条にも、その3項に「被割り当て者は、変更または新たに定められた内容に基づいて、AS番号を使用するものとする」と定められている)、AS番号の使用の対価に関する条項は一切なく、そもそも対価を要するものであること自体、その前提となっていない。

2 AS番号割り当て規約第10条をAS番号割り当て規約の対象として当初まったく含まれていなかった事項の追加に適用することは、信義則及び公序良俗に反すること

上述のとおり、AS番号割り当て規約は、AS番号の使用のルールについて定めることをその目的とするものである。

それにも関わらずAS番号の割り当てに対する対価というAS番号割り当て規約に含まれていなかった事項をAS番号割り当て規約第10条の変更権留保条項に基づき合意なしに一方的に追加することは明らかに同条の射程を超えているうえ、当事者の予測可能性もない。

さらに、申立人は、2012年に突然相手方から維持料請求を受けるまで一度もAS番号の維持管理に費用を要する旨や将来の費用請求の可能性等について何らの説

明も受けたことはない。また、上述のようにAS番号を含むインターネット資源は、歴史的に、誰でもが無償で使用できる性質のものであり、このようなインターネット資源に対して突然課金するというのは、その利用者にとって予測不可能である。

AS番号割り当て規約第10条に基づき、規約の変更が許容される場合があるとしても、それは、AS番号割り当て規約の目的であるAS番号の使用のルールに関する事項に限られるものである。

原審及び第一審のAS番号割り当て規約の目的ではなかった事項の追加である維持料請求についても、その第10条で変更が許容されるとの判断は、AS番号割り当て契約を締結した当時、両当事者が合理的に予測可能であった規約変更の範囲を逸脱しており、信義則及び公序良俗に反し許されない。

- 3 AS番号割り当て契約の核心部分をAS番号割り当て規約第10条に基づき変更することは信義則及び公序良俗に反すること

本件において問題となっている維持料とは、AS番号使用の対価にあたる。そしてAS番号の使用に関する契約が、対価の支払いが必要な有償契約であるのか、あるいは、対価の支払いが不要な無償契約であるのかは、AS番号割り当て契約の要素・核心部分である。

仮に、AS番号割り当て規約第10条のような変更権留保条項によって、一方当事者が規約変更という形で契約内容を変更することを認容する場合であっても、少なくとも、対価に代表されるような契約の核心部分については、規約変更という一方的な行為ではなく、両当事者の合意によってのみその変更が認められるのでなければ、規約を変更する権利を有しない他方当事者の利益を著しく害することとなる。

- 4 仮にAS番号割り当て規約第10条に基づき対価の変更が認められる場合があるとしても、年間52,500円というあまりに高額な維持料を請求することは信義則及び公序良俗に反すること

相手方は年間52,500円という高額のAS番号の維持料を請求する根拠として、AS番号についてもIPアドレスと同様にデータベースへの登録を行うことによって一意性を保つ必要があり、当該データベースの維持管理に要する費用についてAS番号保持者にもその費用負担をさせる必要があると主張している。

しかし、上述のように、AS番号はIPアドレスのようインターネット利用者個々人に割り当てられているものではなくある程度の知識や規模を有する組織に対してのみ割り当てられているため、その割当数は日本全体で783個、2012年11月～2013年10月の新規割当件数は14件(甲14)、に過ぎない。

ごくわずかしかなないAS番号の管理のために、無数に存在するIPアドレスと同様のデータベースにより管理を行う必要はなく、例えば簡単なエクセル表のようなものでも十分に一意性を持って管理することは可能である。1年間の変更の件数がわずか14件という状況で、AS番号1個あたり52,500円もの高額の維持料を請求する合理性はない。

さらに、AS番号はIPアドレスと異なりその絶対数が少ないことから、AS番号の一意性を保つための管理については、AS番号の割り当て登録時に割り当てられた番号をリスト登録する以外に、何らかの作業が必要となるものではない。そして、割り当て登録時には、登録料が支払われており、登録作業に要する費用は登録料にて賄われている。登録後、相手方に何らの作業も要しないにも関わらず、AS番号維持料を請求する必要性合理性はない。

また、AS番号は、一度その登録がされれば、その後、相手方が保有者に対しサービスを提供する、あるいは、メンテナンスを行うものではない。AS番号を保有すること自体によって相手方に何らかの負担を課すものではなく、相手方から年間52,500円

という高額な維持料に見合うだけのサービスの提供もなされない。

なお、申立人は、相手方が、AS番号の管理についても費用を要する旨主張したことから、AS番号の管理に費用を要するのであれば、その要する費用実費についての資料の提出を求めたが、相手方からは開示がなかった。そうであるにも関わらず、第一審及び原審は、相手方が維持料請求の根拠とするAS番号の管理に要する費用について、実際の具体的支出金額や費目明細について証拠による確認を行うことなく、抽象的に、AS番号の管理に費用を要するであろうことを前提とした判断を行っている。AS番号の維持料請求が認められるか否かに関する判断において、実際に、AS番号の管理に費用を要するかの否か及びその費用金額、は非常に重要な事実であり、この点について、詳細に証拠に基づく認定を行っていない原審はその審理が不十分である。

また、原審は、APNICのアソシエイト会員が年間675オーストラリアドルの年会費を徴収することとされていることを、AS番号保有者が年間52,500円の維持料を負担せねばならない根拠の一つとしているが、アソシエイト会員が支払うのはあくまでAPNICの会費であり、AS番号の維持料とはその性質が全く異なる。アソシエイト会員は、付随的な権利としてAS番号を保有することも出来るとされているだけであり、AS番号を保有している者がAPNICの会員になるのでも、ましてや、AS番号保有の対価として675オーストラリアドルを支払うのでもない。アソシエイト会員は社団としてのAPNICの構成員として総会での議決権を与えられており、675オーストラリアドルはあくまでも社団の構成員としての会費の分担である。原審はこの点につき明らかな事実誤認をしている。APNICのアソシエイト会員が年間675オーストラリアドルを支払うことは、相手方が年間52,500円もの維持料を請求できることの根拠とはなり得ない。

以上のとおり、AS番号のリスト管理に何ら合理的な費用は必要とされず、新たな作業の発生や対価に見合うサービスの提供もないにも関わらず、年間52,500円もの高額な維持料を請求することに合理性は認められず、単なる相手方の暴利行為に過ぎないものである。

年間52,500円という暴利な維持料請求であろうとも、契約当事者の合意により変更がなされているのであればその請求は認められると考えられるが、本件では、相手方の一方的な規約変更による請求であり申立人は合意をしていない。さらに、上述の通り、AS番号は元来が誰でも無償で利用できるインターネット資源であり、相手方に知的財産権のような権利が成立する類のものではない。何の権利者でもなく単なるリスト管理者にすぎない相手方が、年間わずか14件しか出入りのないAS番号のリスト管理に、保有者一人当たり年間52,500円(請求件数58件合計3,045,000円)もの維持料を請求することには何ら合理性はない。また、相手方が日本における唯一の管理法であるため、AS番号の使用を希望する場合には相手方から割り当てを受けるほかなく、暴利であるから他の業者を選択するといった方法はとることができないものである。

このような公共財についての我が国唯一の管理法である相手方が、何の合理的な費用も要しないAS番号のリスト管理について、維持料と称して年間52,500円というあまりに暴利な金額を請求する行為は、信義則及び公序良俗に反するものである。

- 5 仮にAS番号の管理にいくらかの費用を要するとしても、相手方がAS番号だけを保有する者のみに52,500円もの維持料を請求しているのはAS番号保有者を狙い撃ちした不平等な取扱であり信義則及び公序良俗に反すること

仮にAS番号の管理に費用いくらかの費用を要するとしても、当該費用は、その恩恵

を受けている全てのAS番号保有者が均等に負担すべきものであり、そうでない限り維持料請求には合理性や必要性は認め得ない。
しかし、相手方は、いわば相手方の身内であるインターネットサービスプロバイダー（相手方の社員）にはIPアドレスを保有しているという理由で維持料の負担を免除し、研究者を中心とするAS番号のみを保有する者だけを狙い撃ちして、AS番号の管理に要する費用全額を負担させているのである。
IPアドレスもAS番号も保有している身内のインターネットサービスプロバイダーは優遇し、758件の被割り当てAS番号のうち58件分のみに年間52,500円もの維持料の負担を課すことは、明らかに不平等な取扱いである。このような不平等な内容の維持料請求は、上述のように、本件が申立人の同意なく一方的な規約変更により請求されていることや、AS番号は公共財であり相手方は単なるリスト管理者に過ぎないこと、及び、相手方は唯一の管理法人であるためAS番号の使用を希望する場合は相手方から割り当てをうけるほかないこと、に照らせば、信義則及び公序良俗に反するものであることは明らかである。

第4 規約の変更権留保条項によって契約内容の変更が許容される限度に関する御庁の統一的な判断の必要性

現在、インターネットの急激な普及により、多くの一般市民がインターネット及びインターネット上のサービスを利用している。そして、これらインターネットサービスの利用は、事業者の作成した利用規約を用いて行われており、その多くには、定型的に、本件のような事業者側の規約の変更を認める旨の条項が入っている。

事業者側が変更権留保条項に基づいて行う契約内容の変更について、利用者側が無制限にこれを受忍すべきものではないことは明らかである。
では一体、どのような内容の変更であれば有効とされるのか、その判断基準が明確化されない限り、利用者の法的地位が不安定なものとなることはもとより、変更を行う事業者側においても、変更の許容限度を予測することが出来ず、明らかに無効な契約内容の変更であっても行われてしまう可能性がある。

上述のように、現代では、インターネットの急激な普及により、今までにない膨大な数の利用規約を用いた契約が日々締結されており、その多くに変更権留保条項が定められている。このような我が国の現状に照らせば、最上級審である御庁によって、変更権留保条項に基づく契約内容の変更についての統一的な判断がなされる必要性は極めて高い。

平成25年2月に法制審議会民法（債権関係）部会により決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」によれば、以下のような約款の変更に関する規律を設けるか否か検討されている。

以下、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」より抜粋

4 約款の変更

約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

- (1) 約款が前記2によって契約内容となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、約款使用者は、当該約款を変更することにより、相手方の同意を得ることなく契約内容の変更をすることができるものとする。
 - ア 当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること。
 - イ 当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であること。
 - ウ 上記アの必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の必要性及び程度が相当なものであること。
 - エ 当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、

- その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること。
- (2) 上記(1)の約款の変更は、約款使用車が、当該薬科を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容を合理的な方法により周知することにより、効力を生ずるものとする。

上記はあくまで検討段階の試案であるものの、現段階の学説における一つの一致した見解であると捉えることは可能である。

変更権留保条項付きの利用規約に基づく契約は現代無数に存在しており、今後、事業者側の様々な変更に関連するトラブルや訴訟の提起が予測される。そして、本件における主要論点はまさに変更権留保条項に基づく契約内容の変更の可否である。本件において、御庁による、上記論点についての統一的判断がなされることを強く望むものである。

以上